相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市駿河区中原四一七番地六、最後の住所静岡県静岡市駿河区中原四一七番地の六　被相続人　亡　原　進一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十五日

静岡県静岡市葵区紺屋町一一番一九号　静鉄紺屋町ビル七階

相続財産管理人　弁護士　杉山　伸也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県袋井市中新田四〇番地、最後の住所静岡県磐田市大久保五二二番地一　特別養護老人ホーム遠州の園　被相続人　亡　鈴木せる子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十五日

静岡県浜松市浜北区小松三四一番地　司法書士浜北総合事務所

相続財産管理人　髙林　利次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市南区浜田町四丁目五五番地、最後の住所愛知県豊橋市曙町字松並二〇八番地一　被相続人　亡　宮下　フミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十五日

愛知県豊橋市中柴町七四番地丸美ロイヤルマンション中柴二階

相続財産管理人　弁護士　小林　大悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県薩摩郡さつま町柏原二三六七番地二六、最後の住所大阪市淀川区西中島六丁目一一番三一号レーベネックス四Ｆ一四号　被相続人　亡　長谷ヨシ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十五日

大阪府豊中市末広町二丁目一番四号豊中末広ビル二階二〇三号

相続財産管理人　弁護士　向井　啓介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県久留米市本町三八二番地、最後の住所大阪府高槻市藤の里町三三番五号　被相続人　亡　右田　俊二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十五日

大阪市北区中之島二丁目二番二号大阪中之島ビル四階　フェニックス法律事務所

相続財産管理人　弁護士　北嶋　紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府綾部市高津町西地三六番地、最後の住所神奈川県小田原市多古三二四番地　被相続人　亡　大槻　まつ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十五日

事務所兵庫県丹波市柏原町柏原九八〇番地二　柏原センタービル三階　金子法律事務所　相続財産管理人　弁護士　金子　敬之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県西伯郡大山町赤松二一四六番地、最後の住所鳥取県米子市博労町一丁目一七四番地　被相続人　亡　池本富美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十五日

鳥取県西伯郡大山町名和一〇〇六番地三三　相続財産管理人　山本　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市西区南観音一丁目一八八番地、最後の住所広島市佐伯区五日市中央一丁目一番三二号　被相続人　亡　中村　展子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十五日

広島市安芸区矢野東四丁目二一番三号　相続財産管理人　今田　信明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市中区広瀬町一一八番地、最後の住所広島市中区広瀬北町五番六号　被相続人　亡　八百村壽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十五日

事務所広島市中区八丁堀一番二三―九一三号　相続財産管理人　村上　太祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市南区猿猴橋町六五番地一、最後の住所広島市中区吉島新町一丁目一九番三号　被相続人　亡　村上　陽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十五日

広島市南区大須賀町二〇番一〇―四〇五号　相続財産管理人　弁護士　阿波　弘夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県四国中央市豊岡町五良野二一九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　近藤　兼弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十五日

愛媛県西条市大町七一一番地　相続財産管理人　佐伯継一郎

債権申出の公告（第三回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十六年九月三十日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十六年十一月二十五日

札幌市中央区大通西七丁目三番地一　北海道瓦斯株式会社　確定給付企業年金清算人　林田　直子

第34期決算公告

平成26年8月28日　新潟市中央区上所2丁目11番33号

株式会社ビップ

代表取締役　加藤　峰孝

貸借対照表の要旨（平成26年6月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,632	流動負債	12,838
		（うち賞与引当金）	(24)
固定資産	26,723	（うち雑収入復活引当金）	(13)
繰延資産	1	固定負債	12,707
		負債合計	25,545
		株主資本	4,811
		資本金	50
		資本剰余金	4,781
		利益準備金	13
		その他利益剰余金	4,769
		自己株式	△ 20
		純資産合計	4,811
資産合計	30,356	負債・純資産合計	30,356

損益計算書の要旨（自　平成25年7月1日　至　平成26年6月30日）（単位：百万円）

科目	金額
売上高	7,186
売上原価	3,570
売上総利益	3,616
販売費及び一般管理費	2,888
営業利益	728
営業外収益	268
営業外費用	45
経常利益	951
特別利益	39
特別損失	17
税引前当期純利益	973
法人税、住民税及び事業税	388
当期純利益	585